

公立大学法人横浜市立大学附属2病院に勤務する職員の
特殊勤務手当の特例に関する要綱

制 定 令和7年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターに勤務する職員の特殊勤務手当について、当分の間の措置として、公立大学法人横浜市立大学職員特殊勤務手当要綱（以下「要綱」という。）の特例を定めるものとする。

(特殊勤務手当に関する特例)

第2条 公立大学法人横浜市立大学附属2病院に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程別表に定める勤務時間が割り振られた職員が、本要綱別表の支給対象又は業務内容の欄に掲げる業務に従事した場合には、要綱第3条の規定にかかわらず、同表の支給額の欄に定める手当を支給する。

(雑則)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。ただし、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターに勤務する職員については、令和7年9月1日から適用する。

別表

支給対象又は業務内容	支給額	備考
病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	勤務1回 10,000円	1 その勤務が1月に4回を超える場合は、4回を超える勤務1回につき4,500円を加算する。 2 その勤務が1月に5回を超える場合は、5回を超える勤務1回につき、前記の4,500円に加え3,500円を加算する。